

平成25年度第7回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成25年10月21日(月) 午後2時

召集場所 清須市役所本庁舎3階 大会議室

開 会 平成25年10月21日(月) 午後2時

出席委員 19名

- | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| 1. 渡辺秋郷 | 2. 大橋 浩 | 3. 石田紀與 | 4. 早川勝義 |
| 5. 浅井尊弘 | 6. 安田武雄 | 7. 瀬尾久善 | 8. 浅野佳伸 |
| 9. 成瀬恒雄 | 10. 三宅正恭 | 11. 日下部錠一 | 12. 石黒鉦俊 |
| 14. 小崎 進 | 15. 小崎崇徳 | 16. 星野國雄 | 17. 加藤頌茲 |
| 18. 星野 満 | 19. 櫻井紀彦 | | |

欠席委員 1名 13. 川崎良一

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 寺井秀樹

主 事 島津行康・山田悠二・安藤敏秀・澤田政輝

- 議事日程
1. 開会のことば
 2. 農地転用等について
 3. その他

事務局 只今より平成25年度第7回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長より開会のことばをお願いします。

会 長 こんにちは。

台風26号が通過し今度は27号の接近が気かりな状況であります。この時期は収穫の秋を迎えるさなかに、稲刈を始め農作業が忙しい時期であります。日没もめっきり早くなり、夜になると急に気温が下がってくる季節ですので、委員の皆さんには体調管理に十分注意してください。

では、改めまして只今から、平成25年度第7回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は18名で、川崎良一委員から欠席との連絡を受けておりますが、定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、9番 成瀬恒雄 委員と18番 星野満 委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。それでは、本日の議事日程(2)農地転用等について進みます。

会 長 【議案第16号】
・農用地利用計画変更申出調書について・・・・・・・・・・1件
【議案第17号】

- ・農地法第3条による許可申請について・・・・・・・・・・1件
【議案第18号】
- ・農地法第5条による許可申請について・・・・・・・・・・2件
以上、3議案について審議したいと思います。

まず、【議案第16】農用地利用計画変更申出調書についてに入ります。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、会長。

【議案第16号】農用地利用計画変更申出調書について説明させていただきます。

この案件は、清須市長あてに、農用地の利用計画変更の申出が提出され、農業委員会の意見を求めるものです。通称「農用地の除外」といわれるもので、農用地区域を農用地でないものにする手続きです。

この農用地の除外には、5つの要件というものがあまして、他の土地で代えることが困難なこと、農用地の集団化、農作業の効率化に支障がないこと、農用地の利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に支障がないこと、土地改良事業の完了後8年を経過していないこと、などがあげられます。

議案番号3をご覧ください。場所については、●●●●●●●番、登記現況とも畑、面積226㎡で父から相続した土地に自己用住宅を建築したいとしての申請です。位置は、県道尾西清洲線から200mほど東、五条川から150mほど西に来たところで、清洲中学校から北に位置しています。そのため、農用地区域とは言うものの、近隣では宅地化が進み、辺縁部となります。

申請人の●●さんは、現在、●●●●●●●番地●を借地し居住していますが、土地所有者の返還請求により、土地を明け渡すことになりました。候補地としては北名古屋市●●●、稲沢市●●●●●●●、稲沢市●●●●●●●を検討しましたが、面積・地形等ならびに通勤等の利便性について折り合いが付きませんでした。申請者が所有する土地の●●●●●●●番と●●●番のうち、●●●番を選択し計画しました。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。この案件の地元は、三宅委員ですが・・・

三宅委員 別段問題はありませんが、以前も同じ地区内に同様の転用がありましたが、生活排水についてきちんと流れるようにしてもらえないでしょうか。

事務局 もう既に申請者の方に対しましては、ライフラインが整備されていない場所ですので、家庭排水とU字溝の清掃とも合わせてお願いしてありますので、転用申請の際には文書にて提出を願うことになると思います。

会長 はい、わかりました。
他に何かご意見等ありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして【議案第17号】農地法第3条による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をお願いします。

事 務 局 はい、会長。

【議案第17号】農地法第3条による許可申請について説明します。

番号8番をご覧ください。申請地は、●●●●●●●番●、面積317㎡、登記は田、現況は畑、譲渡人は●●●●様、譲受人は●●●●様とした所有権移転です。譲渡人と譲受人とのご関係は、親子の関係であり、●●様は好子様の手伝いをしている状況であります。●●様は高齢になったこともあり、●●様に農業経営を承継させ農業経営を充実させたいという理由により、所有権移転をとするものです。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。
この案件の地元は、星野國男委員ですが・・・

星野(國)委員 娘さんは農業を一生懸命やっておられますので、別段問題ありません。

会 長 はい、わかりました。
他に何かご意見等ありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして【議案第18号】農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をお願いします。

事 務 局 はい、会長。

【議案第18号】農地法第5条による許可申請について説明します。

それでは、番号84番をお願いします。申請地は、清須市●●●●●●●番●、登記田、現況畑、面積231㎡です。

申請地は、五条川左岸より100m、北名古屋市の境界から南に100m、清須市役所春日支所の西から300mにある市街化調整区域内となり、立地基準によると、当該農地の区分は第3種農地となります。

申請は、譲渡人●●●●様、譲受人●●●●●様とした所有権移転で、自己用住宅を建築するとしての農地転用です。

譲受人は、現在、清須市●●●●●の賃貸マンションで夫と子供2人の計4人で生活していますが、身の回りのものも増え、手狭になったことにより、今後の事を思慮し、申請しました。

父親の所有する土地では、本家は妹が継ぎます。農用地区域に166㎡の畑1筆・調整区域内に984㎡の田・101㎡の畑と2筆ありますが、他法令では調整区域決定以前から継続して生活している農家の家族の方で、独立して新たに世帯を構成するいわゆるUターンに該当し、一般基準についても許可見込みがある等、特段問題があるとは考えられませんのでよろしくお願い致します。

続いて、番号85番をお願いします。

申請地は、清須市●●●●●●●番●、登記田、現況畑、面積231㎡です。申請地は、五条川左岸より200m、北名古屋市の境界から南100m、清須市役所春日支所の西から300mにある市街化調整区域内となり、立地基準によると、当該農地の区分は第3種農地となります。

申請は、譲渡人●●●●様と譲受人●●●●●様とした所有権移転で、自己用住宅を建築するとしての農地転用です。

譲受人は、現在、名古屋市昭和区の賃貸マンションで夫と子供2人の計4人で生活し、父親の所有する土地では、本家は妹夫婦が継ぎます。父所有の土地は、調整区域内に205㎡の畑1筆ありますが、他法令では先の案件と同じく、調整区域決定以前から継続して生活している農家の家族の方で、独立して新たに世帯を構成するいわゆるUターンに該当し、一般基準についても他法令の許可見込みがある等、特段問題があるとは考えられませんのでよろしくお願い致します。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。
この案件の地元は、加藤委員ですが・・・

加藤委員 この2件につきましてはUターンに該当し、またこの地区類縁は宅地化がされている為、連たん制も十分あると考えられますので、問題ありません。

会 長 はい、わかりました。
他に何かご意見等ありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員

合であったものが、農協と同様に、民間の組合になるということでございます。本所につきましては、名古屋市に設置はされますが、現在一宮市にあります本所は、尾張支所という形で残るといような予定でございます。今後、農協からも周知がなされるとは思いますが、今回情報提供をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

8月の農業委員会定例会でも依頼いたしましたが、本日机上配布させていただきました「10月21日付け「農産物品評会」及び「食育まつり」について」再度ご依頼申し上げます。

農産物品評会の開催日時としましては、11月9日（土）と10日（日）です。

9日（土）は、午前9時30分に会場の新川体育館2階競技場に集合いただき、各地区より出品される農産物品評会の農産物搬入及び陳列のお手伝いをしていただく予定となっております。この日については、搬入、陳列が終了後、昼食をとっていただき、午後1時頃に解散できるように準備を進めていきたいと考えています。

翌日の11月10日（日）については、9日同様午前9時30分に会場の新川体育館2階競技場に集合いただき、展示品、会場内の確認後、食育まつり開会式、および食育トークに出席していただきます。なお、農産物品評会の表彰式ですが、例年は開会式の際に行っていましたが、今年につきましては、食育まつり開催中の正午からの開催となりますのでよろしくお願いいたします。表彰式の後、みなさんで農産物品評会の展示が行われている会場を監視していただく形をとりたいと考えています。その後は、昼食をとっていただき、午後2時からの即売会に向けての準備に入りたいと思います。即売会の準備については、市職員がついておりますので、仕分け方法等については、その時に聞きながら行っていただきたいと思います。仕分けが出来次第、即売会を開始します。みなさんには販売のお手伝いをしていただく形を考えていますのでよろしくお願いいたします。この即売会が終わり次第、農業委員のみなさんは解散となりますので、午後3時30分頃解散を予定しています。

このように2日間、忙しい時期ではありますがお手伝いをいただきたいと思いますのでご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

会 長 他に、何かご意見等がありますか。

なければ、次回の開催について確認します。

平成25年11月20日、水曜日、午後2時から、場所は清須市役所本庁舎 3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で、平成25年度第7回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後2時40分—

会 長

9 番委員

1 8 番委員
